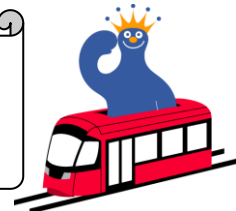


射水市中小企業販路拡大 支援事業補助金について



市内中小企業者が自社製品や技術を県外や海外で開催される展示会や商談会等に出展する場合に、会場費等に係る経費の一部を補助することにより、販路拡大や新規事業の創出を図ります。

1. 補助内容

補助対象者	補助対象催事	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内に本社（実質的に事業活動が行われている場合に限る。）又は主たる事業所を有する中小企業者	以下の要件を満たす、富山県外（海外含む）で開催されるもの パンフレット、ホームページ等、広く一般公開されている展示会、商談会等 *販売を主目的とする展示会等は対象外です。	(1) 会場費 (2) 小間装飾料 (3) 備品借上料 (4) 搬送料 (5) 交通費 (6) 宿泊費（1人1泊1万円上限） (7) その他特に必要と認められる経費	1/2 以内 千円未満切り捨て	国内開催 30万円
				海外開催 50万円

2. 注意事項

- (1) 補助事業実施にあたり、国又は県等から関連する補助金等の交付を受ける場合は、本補助金の対象とはなりません。
- (2) 補助申請は、必ず出展催事の参加前に手続きをしてください。（参加後の申請はできません。）また、当該補助申請前に支払いが完了したものについては、補助対象経費になりません。
- (3) その場で販売することを主目的とした物産展等、また、広く一般公開されていないものは対象外です。
- (4) 本補助金は、同一年度内において1事業者につき1回までとします。（海外か国内かどちらか）
- (5) 1小間に対して2者以上が共同出展する場合は1事業として取り扱います。1者による代表申請を行ってください。
- (6) 市税及び早期完済保証料助成金返還金を滞納している場合は、補助金を交付することができません。

3. 申請方法

補助要綱に基づき、申請書類を作成の上、下記まで提出してください。

【提出書類】（①～③はホームページからダウンロードできます。）

- ①補助金等交付申請書
- ②事業計画書（様式第1号）
- ③交付申請額算出内訳書（様式第2号）
- ④出展催事のパンフレット等
- ⑤市税完納証明書（本庁舎、各地区センターで取得できます。）
- ⑥補助事業の行程予定表

※随時申請を受け付けていますが、予算の都合上、予告なく受付を終了することがあります。

4. 提出・お問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地

射水市役所 商工企業立地課 商工労政係

TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-51-6690

メールアドレス : kigyou@city.imizu.lg.jp

ホームページURL :

<http://www.city.imizu.toyama.jp/guide/svGuideDtl.aspx?servno=9762>

